

令和2年度社会福祉法人指導監査結果

1. 指導監査実施法人数 5法人

2. 法人別指導監査結果

※検査実施順

法人名	社会福祉法人 愛信福社会
指導検査実施年月日	令和2年10月8日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員候補者、理事候補者、監事候補者の各選任手続において、欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので是正すること。 (2)評議員の任期の起算日に誤りがあるので是正すること。 (3)決議に特別の利害関係を有する評議員及び理事がいるかを法人が確認していないので是正すること。 (4)理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること。 (5)法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産(建物の増築分)について、定款に記載されていないので、是正すること。 (6)指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続が行われていないので、是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有(令和2年12月1日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 多磨育成会
指導検査実施年月日	令和2年11月12日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員候補者、理事候補者、監事候補者の各選任手続において、欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので是正すること。 (2)評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので是正すること。 (3)決議に特別の利害関係を有する評議員及び理事がいるかを法人が確認していないので是正すること。 (4)評議員会の報告・決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がないので是正すること。 (5)理事及び監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないので是正すること。 (6)監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 (7)理事長が、理事会において、定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので是正すること。 (8)基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていないので是正すること。 (9)契約を適正な方法により行っていないので是正すること。 (10)基本財産が定款と一致しないので是正すること。 (11)法人の運営に係る事務処理体制等について下記の事項を理事会で審議し、速やかに改善を図ること。なお、審議した理事会の議事録を提出すること。 (12)不動産の所有及び賃借の状況を確認するため、下記の資料の追加提出すること。 ・全ての保育園(福島保育園、福島保育園分園、むさしの保育園)の土地に関する登記簿謄本 ・福島保育園分園、むさしの保育園の建物に関する登記簿謄本
改善状況報告書提出の有無	有(令和3年4月6日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 ゆいのもり福祉協会
指導検査実施年月日	令和2年12月4日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)決議に特別の利害関係を有する評議員及び理事がいるかを法人が確認していないので是正すること。 (2)欠席が継続している理事がいるので是正すること。 (3)監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので是正すること。 (4)正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事がいるので是正すること。 (5)作成すべき附属明細書が作成されていないので是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有(令和3年1月18日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 東京仁和会
指導検査実施年月日	令和3年1月13日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)定時評議員会が期限までに招集されていないので、是正すること。 (2)理事及び監事の選任手続において、理事及び監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 (3)理事長及び常務理事が、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。 (4)経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。 (5)資金収支計算書の様式が会計基準に則して作成されていないので、是正すること。 (6)減価償却を行わなければならない有形固定資産及び無形固定資産について、減価償却が行われていないので、是正すること。 (7)基本金として、第1号基本金、第2号基本金及び第3号基本金以外のものが計上されているので、是正すること。 (8)国庫補助金等特別積立金の取崩しの会計処理が会計基準に則り行われていないので、是正すること。 (9)把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること。 (10)作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。 (11)附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。 (12)法人の運営に係る会計処理について今回指摘の事項を理事会で審議し、速やかに改善を図ること。なお、審議した理事会の議事録及び令和3年度予算書を提出すること。
改善状況報告書提出の有無	有(令和3年4月7日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 藤の実会
指導検査実施年月日	令和3年2月15日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)決議に特別の利害関係を有する評議員及び理事がいるかを法人が確認していないので是正すること。 (2)基本金として、1号基本金、2号基本金及び3号基本金以外のものが計上されているので是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有(令和3年3月19日)
是正状況	改善済み